

税理士さんに相談する方も必聴！

えっ？免税事業者なのに関係あるの！？

2019年10月1日より消費税率
が10%に引き上げられます！！

知らないと損する！？ 10月1日から気を付けるべき 経理実務のポイント

2019年10月1日より消費税率が引き上げられ、同時に**軽減税率**の導入が予定されております。経営者・経理担当者にとって、区分経理の基本を正しく知ることは、消費税を正しく納税することだけでなく、誤って多く納税してしまうなどというミスを防ぐことにもつながります。「**うちは免税事業者だから関係ない**」と**考えている事業者の皆さんは要注意**です。今後、免税事業者と課税事業者の間での取引が難しくなるインボイス制度も予定されております。本セミナーでは、これから起こる可能性のある注意点を事前に把握し、**いま実践できる内容**をわかりやくお伝えします。導入の直前対策として、ぜひ正しい知識を得てください。

令和元年 **6月24日** (月) 19:00~21:00

会場 有明町商工会 2階研修室

講師

小野税務会計事務所 所長
税理士 **小野 恵氏**

定員

40名 (無料)



●講師プロフィール●

明治大学短期大学法律科卒業。スポーツ誌編集者を経て税理士となり、2006年東京都墨田区にて独立開業後、2012年4月に出身地の神奈川県伊勢崎市に事務所を移転。中小企業の税務顧問の他、節税・経営・相続対策についての書籍執筆・セミナーなどを行っている。

申込方法

6月20日(木)までに下記申込書に必要事項
をご記入の上、FAXでお申し込みください。

講座内容

※最新情報を取り入れるため
内容が変更になる場合がございます。

1. 消費税率引き上げと概要

- ・軽減制度の概要 (対象品目)
- ・消費税のしくみをおさらい

2. 中小企業の業務対応は？

- ・売上と仕入・経費の処理はどう変わる？
- ・増税後の経理処理を仕訳で確認
- ・中小企業向けの救済措置とは

3. 全ての事業者に影響が！新しい請求書制度

- ・区分記載請求書のポイント
- ・免税事業者からの仕入は経費にならない？
- ・免税事業者のとりべき対応

4. 軽減税率実務Q&A

- ・区分記載されていない請求書が来たら？
- ・個人事業者にも影響が

問合せ・申込先

有明町商工会
(島原市有明町大三東戊 1427-3)
TEL : 0957-68-0255
FAX : 0957-68-0223

F A X 0957-68-0223 有明町商工会 行

『6/24 経理実務ポイント』セミナー受講申込書

※締切：6/20(木)

事業所名		TEL	
所在地		FAX	
受講者氏名			

* 本申込書にご記入いただいた情報は、本講座開催に係る各種連絡の他、当会主催のセミナー案内等に利用させていただきます。